

平成23年2月28日

平成22年度第5回小金井市廃棄物減量等推進審議会次第

1 開 会

第4回審議会会議録の確認

2 議 題

(1) 報告事項

平成22年度可燃ごみ処理に係る支援の状況について

(2) 協議事項

平成23年度小金井市一般廃棄物処理計画（案）について

(3) その他

平成23年2月28日
環境部ごみ処理施設担当

燃やすごみの処理量の昨年度との月別の比較について

単位：トン

項 目	平成21年度			平成22年度			比較増減量 (G = F - C)	比較増減率
	合 計 (C = A + B)			合 計 (F = D + E)				
	家庭系 (A)	事業系 (B)		家庭系 (D)	事業系 (E)			
4月	1,144.7	130.1	1,274.8	1,063.2	83.5	1,146.7	△ 128.1	△ 10.05%
5月	1,227.5	128.0	1,355.5	1,184.1	64.7	1,248.8	△ 106.7	△ 7.87%
6月	1,224.3	131.0	1,355.3	1,237.7	65.1	1,302.8	△ 52.5	△ 3.87%
7月	1,257.0	131.1	1,388.1	1,233.4	62.7	1,296.1	△ 92.0	△ 6.63%
8月	1,117.9	108.1	1,226.0	1,097.2	59.1	1,156.3	△ 69.7	△ 5.69%
9月	1,177.4	97.8	1,275.2	1,063.7	64.9	1,128.6	△ 146.6	△ 11.50%
10月	1,188.8	99.6	1,288.4	1,125.0	57.4	1,182.4	△ 106.0	△ 8.23%
11月	1,092.8	96.1	1,188.9	1,162.3	64.9	1,227.2	38.3	3.22%
12月	1,272.4	87.1	1,359.5	1,213.2	64.0	1,277.2	△ 82.3	△ 6.05%
1月	1,061.6	69.4	1,131.0	1,044.4	53.5	1,097.9	△ 33.1	△ 2.93%
2月	921.7	68.8	990.5					
3月	1,126.6	92.6	1,219.2					
合 計	13,812.7	1,239.7	15,052.4	11,424.2	639.8	12,064.0	△ 778.7	△ 6.06%

平成23年2月28日
環境部ごみ処理施設担当

平成22年度 可燃ごみ処理の支援状況について

単位：t

支援先	処理委託期間	処理委託料 (円/t)	支援量 (搬入上限)	搬入量 (見込)	1月31日までの 搬入量(実績)	備考(構成市等)
多摩川衛生組合(第2ブロック)	平成22年4月1日～ 平成23年3月31日	48,000	8,000	8,000	6,313	稲城市・狛江市・府中市・ 国立市
昭島市(第1ブロック)	平成22年4月1日～ 平成23年3月31日	48,000	2,000	2,000	1,685	
八王子市(第1ブロック)	平成22年4月1日～ 平成22年5月31日	40,000	2,000	1,506	1,506	搬入終了
日野市(第1ブロック)	平成22年6月1日～ 平成23年3月31日	45,000	1,200	712	712	搬入終了(緊急支援分)
			2,250	2,250	1,208	
合 計			15,450	14,468	11,424	

平成23年度一般廃棄物処理計画（案）

平成23年2月28日修正版

平成23年4月1日
小金井市環境部ごみ対策課

目 次

はじめに	1
第1 平成22年度の状況	4
1 平成22年度一般廃棄物処理計画に掲げたごみ減量及び資源化等の施策の実施状況	4
2 ごみ処理量の状況	4
第2 平成23年度のごみ処理及びごみの減量目標について	5
1 ごみの処理について	5
(1) 発生見込み量の算定	5
(2) 総資源化見込み量の算定	7
(3) 総資源化率（総資源化見込み量/発生見込み量）	7
2 ごみの減量目標及び達成に向けた施策	8
(1) ごみの減量目標	8
(2) ごみ減量達成に向けた施策	8
*市民一人ひとりが地道に取り組むことにより減量効果は推測されるもの	
第3 ごみの排出と収集及び処理	10
1 市指定収集袋による排出	10
2 収集の分別区分及び排出方法等	10
3 適正処理方法	12
第4 燃やすごみの処理	14
第5 市が行う廃棄物の収集、運搬及び処分の方法に関する協力義務	14
1 市民及び事業者の協力義務の内容	14
2 事業者の協力義務の内容	14
第6 処理施設の状況（整備）に関する事項	15
1 可燃ごみ処理施設	15
2 不燃ごみ処理施設	16
3 廃棄物最終処分場	16
第7 動物の死体処理について	17
1 市へ届け出るもの	17
2 市が収集するもの	17
3 処理方法	17
第8 し尿及び浄化槽汚泥の処理について	17
1 収集・運搬	17
2 し尿処理施設	17

第9	その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項について	18
1	市が収集しない一般廃棄物の種類	18
(1)	家電リサイクル法に基づくメーカーによる回収	18
(2)	資源有効利用促進法に基づくメーカーによる回収	18
(3)	適正処理困難物	18
(4)	メーカーによる自主回収	18
(5)	特別管理廃棄物（薬局による自主回収）	18
2	処理方法の変更	18

燃やすごみの全量の処理を他市・一部事務組合にお願いしている中で 最大限のごみ減量を目指す

はじめに

- (1) 昭和32年に設立された二枚橋衛生組合は、調布市、府中市、小金井市から排出される廃棄物を共同で処理することを目的に設立された一部事務組合で、昭和33年から焼却業務を開始した。約半世紀という長期にわたり安全かつ安定的な焼却業務を継続できたことは、施設周辺にお住まいの皆さま並びに関係者各位のご理解・ご協力によるものであり深く感謝を申し上げます。
その後、焼却施設は経年による劣化が著しいものとなり、構成各市は施設の更新に向け、平等の立場でさまざまな角度から協議を行ってきた。しかし、3市から排出される可燃ごみの全量を処理できる施設の二枚橋焼却場跡地での建替は困難との結論に至り、財産処分協議や構成各市議会での議論を経て平成22年3月末日をもって組合を解散した。
- (2) 市では、組合の施設更新計画が困難な状況となり、焼却施設の老朽化が進行する中で、平成16年5月に国分寺市に対し将来の新ごみ処理施設の建設を含めて燃やすごみを共同処理することについて協議の申し入れを行い、双方において多角的な視野から協議・検討を進めることとなり、新施設の建設場所は当市が責任をもって確保することとなった。
- (3) このため、市では、平成19年6月に「小金井市新焼却施設建設場所選定等市民検討委員会」を設置し、新ごみ処理施設の建設場所について諮問を行い、1年3か月の審議を経て同委員会から平成20年6月に答申が提出された。この答申を尊重し、二枚橋焼却場跡地を新ごみ処理施設建設場所として決定したいとする市の方針を、市民の皆さんに説明したが、地元を中心に建設に反対する意見は根強い状況となっている。
- (4) しかし、市の方針を明確にする必要があることから、平成22年3月末日に新ごみ処理施設の建設場所を二枚橋焼却場用地として下記のとおり決定し、当該用地を所有する調布市並びに府中市に対しては、跡地利用に係る理解を求めている。

【新ごみ処理施設の建設場所の決定について】

新ごみ処理施設の建設場所については、二枚橋焼却場用地とする。

なお、今後、建設実現のために不可欠な以下の2点の課題の解決に取り組んでいくものとする。

- (1) 組合解散後における本市が所有することとなる地積については、約3700㎡である。新ごみ処理施設を建設するためには、当該用地の全体が必要と見込まれることから、今後も関係市のご理解・ご協力を得ていくものとする。
- (2) 新ごみ処理施設の建設に当たり、周辺にお住まいの皆さまのご理解が得られるよう、地域との対話を継続的に行い、信頼関係の構築を図っていくものとする。

(5) 新施設が完成し稼働するまでの今後10年間程度は、市内から発生する燃やすごみの全量の処理を他団体の施設に依頼せざるを得ない状況になったことに伴い、多摩地域ごみ処理広域支援体制実施要綱（以下「支援要綱」という。）に基づき、多摩地域の市・町及び一部事務組合（以下「団体」という。）に、本市の燃やすごみの処理を依頼している。各団体には、ご無理なお願いをすることとなったが、平成19年度は8団体（国分寺市、柳泉園組合、東村山市、武蔵野市、小平・村山・大和衛生組合、昭島市、日野市、西多摩衛生組合）に、同20年度は9団体（国分寺市、柳泉園組合、東村山市、武蔵野市、小平・村山・大和衛生組合、昭島市、日野市、西多摩衛生組合、多摩川衛生組合）の中間処理施設（焼却施設）において支援を受けることができた。

(6) この支援協定に基づく本市の燃やすごみの受け入れは、平成29年4月に新ごみ施設を稼働させるとした本市の「新焼却施設建設に係るスケジュール」（平成18年11月策定）を確実に進捗させることが条件となっているが、本市の力不足で当初のスケジュールにあった平成21年2月までに新ごみ処理施設の建設場所の決定ができなかったため、支援協定に基づくごみ処理支援継続の条件を満たすことができなくなった。

これにより、平成21年度は緊急的・人道的な立場から6団体（八王子市、昭島市、国分寺市、多摩川衛生組合、日野市、三鷹市）に本市のごみの受け入れをお願いし、平成22年度については、改訂された支援要綱に基づき、暫定的な支援として、多摩川衛生組合、昭島市、八王子市、日野市からのご支援をいただくこととなった。

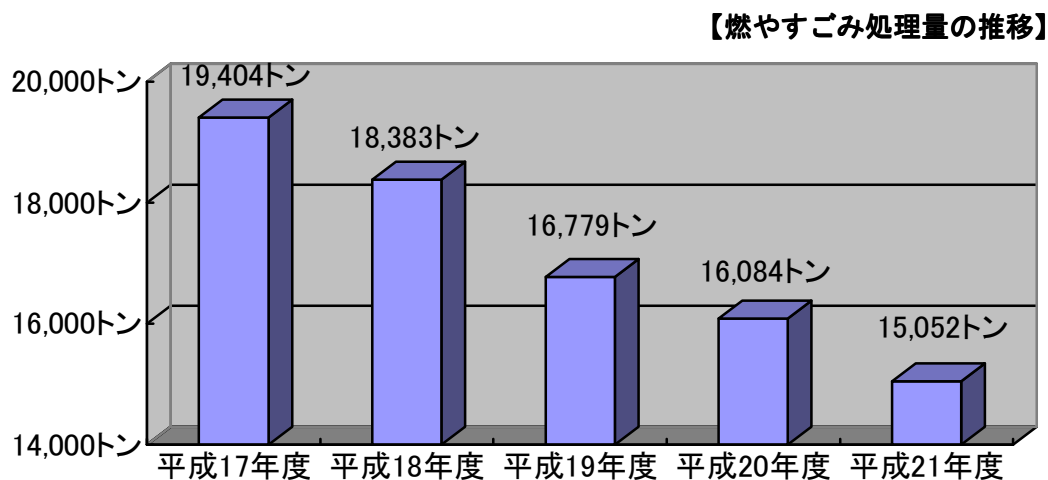
なお、平成23年度については、・・・・・・後日掲載予定。

(7) こうした中で本市では、関係市の皆様へのご迷惑、ご負担を少しでも軽減するためにも可燃ごみの減量に努力してきた。この結果、平成21年度における小金井市の総ごみ量は、1人1日当たり642グラムと多摩地域では最小となっており、全国的に見てもその排出量は低いレベルにある。

このようなごみ減量の成果は、生ごみ処理機購入費補助制度を活用した取り組みや、ざつがみりサイクル袋等による古紙類の分別などの施策を背景に、ごみゼロ化推進員の方々をはじめ市民の大変な減量努力によるものであり、市民の皆様にご心から感謝する。

しかし、新ごみ処理施設が稼働するまでの間、市内から発生する燃やすごみの全量を多摩地域の各施設に支援していただかなければならない現状の中で、施設周辺にお住まいの皆さまはもちろん、当該市の皆さまのご負担を少しでも軽減できるよう、平成23年度もさらなるごみ減量を目指す必要がある。

このためには、後述する各種の施策を効果的に実施しながら、今後とも最大限のごみ減量を進めなければならない。市では、引き続き市民の皆さまに更なるご理解・ご協力をお願いし、下記のとおり平成23年度一般廃棄物処理基本計画を策定する。



平成19年度以降、本市の可燃ごみの焼却処理をお願いすることとなった関係市の皆さま及び焼却施設周辺にお住まいの皆さまに、深く感謝申し上げますとともに、今後もより一層のご理解・ご協力を切にお願い申し上げます。

第1 平成22年度の状況

1 平成22年度一般廃棄物処理計画に掲げたごみ減量及び資源化等の施策の実施状況

- (1) 新たに実施することとした施策として、乾燥生ごみの戸別回収、市内販売事業者と連携した、生ごみリサイクル堆肥で育てた農産物の販売を実施、また、電動生ごみ処理機の利用者を対象とした「失敗しない効率的な使用方法」の研修会を実施した。さらに、市が設置した大型生ごみ処理機を町会、自治会等の自主的な管理運営による市民と行政が一体となったごみ減量活動を実施した。

中間処理場事務所棟の研修ホールの有効活用については、「ごみ非常事態宣言」のアピールとごみ減量施策についてのパネルの掲出をしたが、引き続きごみ減量に取り組むために更なる工夫が必要である。

- (2) 充実させることとした施策として、「ごみ非常事態宣言」に係る本市のごみ処理状況を周知いただくため、市報「ごみリサイクル特集号」を活用し「ピックアップごみ減量アイデア」のコーナーに市民から寄せられたごみ減量施策等を掲載した。市民まつり会場では、擬制生ごみによる水切り体験コーナーを設置し、水切りによる燃やすごみの減量効果について理解を求めた。また、単身者専用住宅に対する分別指導については、プラスチックごみの排出を中心とした指導を行い、希望者に対し、ざつがみリサイクル袋を随時配布することにより、古紙、ざつがみにスポットをあてた資源化を推進した。ノーレジ袋及びマイバック持参運動は、ごみゼロ化推進委員会を中心とした、市民、事業者及び行政が一体となった活動を行い、事業者と連携した更なるごみ減量を目指し、リサイクル推進協力店の拡大、また、生ごみ減量化処理機器購入費補助金制度の活用による事業系生ごみの減量化に向けた取り組みを行った。

- (3) 継続することとした施策として、集団回収における市民意識の向上と活動の活性化を図り、大規模事業所及び中小の事業所への排出抑制指導に取り組み、また、市内小中学校等から排出される給食残渣の生ごみ処理機を活用した資源化への取り組みや、生ごみ減量化処理機器補助金制度の活用促進及びアンケート調査等を行い、一般世帯への家庭機器購入の拡充及び継続的な使用を促す取り組みを行った。

2 ごみ処理量の状況

- (1) 平成22年度一般廃棄物処理計画における処理見込み量19,925tに対し、その実績は18,979tになる見込みである。

- (2) 平成22年度一般廃棄物処理計画において掲げた処理量の減量目標は、以下のとおりであった。

ア 可燃系ごみを平成21年度の処理量と比較して5%減とする。

イ 不燃系ごみ（有害ごみを除く）を平成21年度の処理量と比較して1%減とする。

上記の減量目標に対し、平成22年度処理量実績（見込み）は、可燃系ごみは4.5%の減、不燃系ごみは4.8%の増となり、平成22年度のごみ減量目標には達しない見込みである。

平成22年度は、一般家庭を中心としたごみ減量啓発によるごみ分別がより徹底されたことにより可燃系ごみの減量は引き続き見込まれるものの、一方、不燃系ごみの増量については、分別の徹底により割り出されたものと見込まれるが、これまでの推移と比較した場合の、極端な増量は一過性のもので有るか否かについての判断は出来ないが、引きつづき資源化率の向上と発生抑制を目指し取り組む必要がある。その他、市の施策や啓発が伝わりにくい単身世帯や集合住宅へ、生ごみの水切り及び古紙の分別に着眼した徹底指導を行うこと、また、事業者に対する啓発指導などの継続的な協力依頼を行っていく必要がある。

また、市民1人1日あたりの発生量の目標631g（集団回収30gを除く）に対し、市民1人1日当たりの発生量は622g（集団回収33gを除く）になる見込みである。

以上を踏まえ、以下に平成23年度一般廃棄物処理計画を策定した。

第2 平成23年度のごみ処理及びごみの減量目標について

1 ごみの処理について

(1) 発生実績（推定）・見込み量の算定

単位：t

種 類	平成23年度見込み	平成22年度実績（推定）
可燃系ごみ	14,727	14,640
不燃系ごみ	4,320	4,294
資源物	8,667	8,615
有害ごみ	45	45
合 計（A）	27,759	27,594

(算出方法)

- 発生実績（推定）・見込み量は、ごみ・資源物として市の収集及び集団回収に排出（収集）される総量の実績（推定）・見込み量であり、これら収集・回収されたものがすべてそれぞれ焼却又は資源化等処理されるものとして「ごみ処理実績（推定）・見込み量」と「資源物回収による資源化実績（推定）・見込み量」とし、それらを合算したものである。

2 発生実績（推定）・見込み量は、以下の計算式により算出したものである。

○ <u>平成22年度実績（推定）</u> = 平成22年4月～9月発生量実績 + 平成22年10月～平成23年3月発生実績(推定)量 (*)
(*) 平成22年10月～平成23年3月発生実績(推定)量 = 平成21年10月～平成22年3月発生量実績 × 平成22年4月～9月発生量実績の 前年増減率 なお、増減率の算出が困難な項目については、22年度発生実績(推定)量を22年度 上半期実績値、もしくは、21年度下半期実績値を参考とし推計した。
○ <u>平成23年度見込み</u> = 平成22年度発生実績(推定)量 × 人口伸び率(予測) [ごみの分別、資源化等において、前年度と全く同様の排出状況で人口の伸び率のみを加味 したものである。]

① ごみ処理実績（推定）・見込み量及び目標値（別紙 平成23年度ごみ処理フロー図参照）
 単位：t

分別区分	処理方法		平成23年度 目標値	平成23年度 見込み	平成22年度 実績(推定)	
可燃系	燃やすごみ	焼却	13,709	14,430	14,343	
	粗大ごみ (可燃系)	資源化 (B)	木質粗大ごみをチップ化	234	246	246
		ふとんをサーマルリサイクル	48	51	(*1) 51	
	小計		13,991	14,727	14,640	
不燃系	プラスチックごみ	選別	プラスチック製容器包装については、容器 包装リサイクル法に基づく資源化	1,619	1,635	1,625
		資源化 (C)	廃プラスチック類をケミカルリサイクル (*2)	465	470	468
	燃やさない ごみ	破碎・ 選別 (D)	鉄等金属を資源化	445	449	446
			燃やさないごみ、粗大ごみ(不燃系)を破 碎後、選別した廃プラスチック類等をケミカル リサイクル(*2)	1,618	1,634	1,624
	粗大ごみ (不燃系)	埋め立て	131	132	131	
小計		4,278	4,320	4,294		
有害ごみ	一部資源化・埋め立て		45	45	45	
合計		18,314	19,092	18,979		

- (算出方法) 1 平成23年度見込みは平成22年度実績(推定)量に人口伸び率(予測)を乗じたものである。
- 2 平成23年度目標値は、8頁2(1)「ごみの減量目標」の数値を反映させて得た数値である。
- (1) 可燃系：平成23年度目標値(平成23年度見込み×減量目標5%)
- (2) 不燃系：平成23年度目標値(平成23年度見込み×減量目標1%)
- 3 学校給食等の残渣を生ごみ処理機で処理する量160t(見込み)及び一般家庭から出る生ごみを各家庭で自家処理している量は含んでいない。
- (*1) 平成22年度は固形燃料化による資源化
- (*2) ケミカルリサイクルとは、ガス化して燃料等にするほか、発生した固形物を工業用原料等として再生することをいう。

② 資源物回収による資源化実績（推定）・見込み量

単位：t

分別区分	資源化実績（推定）・見込み量	
	平成23年度見込み	平成22年度実績（推定）
古紙	6,056	6,019
布	630	626
枝木・草葉	101	101
乾燥生ごみ	戸別回収	10
	拠点回収	3
びん	1,047	1,041
空き缶	348	346
ペットボトル	345	343
トレイ	13	13
非鉄類	2	2
金属	109	109
ペットボトルキャップ	3	3
合計(E)	8,667	8,615

* 「プラスチック製容器包装」は混合収集であるため①ごみ処理見込み量に計上する。

(2) 総資源化実績（推定）見込み量の算定

単位：t

区分	収集後資源化 実績（推定）・見込み量 (B)+(C)+(D) (注)1		資源物回収による資源化 実績(推定)・見込み量(E) (注)2		総資源化 実績（推定）・見込み量 合計(F)	
	平成23年度 見込み	平成22年度 実績（推定）	平成23年度 見込み	平成22年度 実績（推定）	平成23年 度見込み	平成22年度 実績（推定）
	4,434	4,460	8,667	8,615	13,101	13,075

(注) 1 収集後資源化とは、ごみとして収集し破碎施設等での中間処理したものを資源化することをいう。

2 資源物回収による資源化とは、資源として分別収集し資源化することをいう。

(3) 総資源化率見込み（総資源化見込み量/発生見込み量：F/A）

47.2%（参考：平成21年度45.2% 平成22年度（見込み）47.4%）

なお、焼却灰のエコセメント化を1,355tと見込み、総資源化率に加味すると、52.1%となる。

2 ごみの減量目標及び達成に向けた施策

(1) ごみの減量目標

本市は、平成17年8月に家庭ごみの一部有料化を実施し、さまざまな施策を通じてごみの減量・資源化を図り、一定の成果を上げている状況にある。

一方、本市の燃やすごみを長期間に渡って安定的に処理してきた二枚橋焼却場は老朽化により、平成19年3月末に全焼却炉を停止するに至った。このことにより平成18年10月には「ごみ非常事態宣言」を発し、この宣言の下、燃やすごみの10%減量を掲げ諸施策を積極的に展開し一定の成果を上げてきた。しかしながら平成22年度においては、燃やすごみの減量率が前年度と比べて伸び悩んでいる傾向にある。多摩地域の多くの処理施設に燃やすごみの全量を処理していただいている本市としては、更に市民・事業者と協働して一層ごみの減量・資源化を進めることが急務となっている。さらに、不燃系ごみについては微増が見込まれ、こうした厳しい状況の中で、確実に実現することを目指す目標として、平成23年度の減量目標を設定する。

平成23年度の減量目標

- ① 可燃系：平成22年度の処理量と比較して**5%減**
- ② 不燃系(有害ごみを除く。)：平成22年度の処理量と比較して**1%減**
 - * 市民1人1日あたりの発生量の目標 620g (集団回収分34gを除く)
 - 参考 平成21年度実績 642g (集団回収33gを除く)
 - 平成22年度見込み 622g (集団回収33gを除く)
 - * 6頁①「ごみ処理見込み量及び目標値」の項参照

(2) ごみ減量達成に向けた施策

* 市民一人ひとりが地道に取り組むことにより減量効果が推計できるものについて、本項末尾に記載した。

① 新たに実施する施策

ア 水切り実験市民モニターを募り、一般家庭における生ごみ水切り効果の検証を行い、その結果を持って、更なるごみ減量の推進をはかる。

イ ごみ分別及びリサイクルを指導するアドバイザー制度を導入し、適切なごみ分別及び資源化率の向上とごみ減量を図る。

② 充実させる施策

ア 一般家庭から排出される剪定枝を1束から回収し資源化することにより、燃やすごみの減量化を図る。

イ 生ごみ減量化処理機器購入費補助金制度の利用による機器の普及を広め、乾燥生ごみの戸別回収による、生ごみ堆肥化事業の更なる充実を図る。

ウ JA・市内農産物取扱店と行政と連携し、生ごみ堆肥で育てた農産物の流通を促進し、地域循環型社会の構築に努める。

エ 生ごみ減量化処理機器の「失敗しない効率的な使用方法」について講習会を開催し、機器利用者の拡大と、継続した機器活用をフォローし、生ごみ

の減量を図る。

- オ 町会、自治会等市民自らが主体となり、大型生ごみ処理機を管理運営し、行政のサポートと市民の協力によるごみの減量を図る。
- カ 中間処理場の展示会場の充実を図るとともに、エコフェスタ等の開催を通じ、市民へのごみ減量化への理解を深める。
- キ 教育委員会と連携し、児童・生徒を対象に環境教育を推進し、小金井市の置かれた状況を含めたごみに関する意識の向上を図る。
- ク 事業者に対し、生ごみ減量化処理機器購入費補助金制度の活用を促し、事業系生ごみの減量化を推進する。
- ケ 販売事業者（コンビニ、スーパー等）の特定容器等（ペットボトル・トレイ・空き缶・紙パック等）の回収・処理の拡充を行う。
- コ 市内公立学校に設置する乾燥生ごみ処理機を幅広く活用し、給食残渣及び一般家庭の生ごみ投入活動による資源化を図る。
- サ 粗大ごみの再生、販売によるリユース・リサイクルの促進を図る。

③ 継続させる施策

- ア 単身者が居住する集合住宅において、管理会社、所有者等と連携し、ざつがみリサイクル袋を活用した古紙の徹底分別等、適正な排出指導を行うことでごみ減量を図る。
- イ リサイクル推進協力店認定制度を拡大し、市民、販売事業者と協働したごみの発生抑制とごみ減量意識の向上を図る。
- ウ 市施設ごみゼロ化行動計画を充実させ、市庁舎内及び公共施設のごみ排出量の大幅な削減を図る。
- エ 「ごみ減量啓発コラム」のコーナーを市報等に経常的に確保し、「市民とともに考えるごみ減量」の充実を図るとともに、「ごみ非常事態宣言」に係る本市のごみ処理状況と生ごみの水切り、古紙の徹底分別を始めとする具体的なごみ減量施策を周知する。
- オ 各団体が取り組む集団回収の実施状況を広報するなどの行政サポートにより、資源化率の向上とごみ減量化の市民意識の向上と活動の活性化を図る。
- カ 大規模事業所及び中小のすべての事業所について、事業者責任におけるごみの適正な排出と処理及び発生抑制と資源化の推進について、指導を強化する。
- キ 一般廃棄物収集運搬業許可業者の適正な搬入と資源化の推進を指導する。

④ 実施に向けて検討する施策

- ア ごみ減量化に向けた、新たな実証実験の実施に向けた取り組みを行うこと。

* 市民一人ひとりが地道に取り組むことにより減量効果が推計できるもの

(単位：t)

減量方法	算出方法	減量効果
1 古紙の分別を徹底した場合の減量	① 1人1日あたりの燃やすごみの量×15.3%(*1)×365日 =1人が1年間古紙混入を防止した場合の減量ア ② ア×116,053人×5%(*2) *1 古紙混入割合：平成17年度組成分析調査時の値 *2 指導の効果をめざす目標：全人口の5%に対する新たな効果を見込む。	104
2 水切りを徹底した場合の減量	① 1世帯1日の生ごみ排出量×17.47%(*1)×365日 =1世帯が水切りした場合の1年間の減量(一般世帯：ア、単身世帯：イ) ② (ア×30,689世帯+イ×24,913世帯)10%(*2) *1 水切りによる減量率：平成22年11月調査による。 *2 指導の効果をめざす目標：全世帯の10%に対する新たな効果を見込む。	82
3 生ごみ処理機による減量	(1) 生ごみ処理機使用による平成23年度の新たな減量(投入量) 1世帯1年間の投入量×生ごみ処理機の台数(*) * 23年度新たに1年間、継続的に稼働する生ごみ処理機の台数	22
	(2) 生ごみ乾燥物をごみとして出す量 ① 1世帯1年間の投入量×23年度1年間の乾燥型生ごみ処理機の新たな継続的稼働台数1/7(*1) =市内で発生する生ごみ乾燥物の生成量ア ② ア×18%(*2)=生ごみ乾燥物をごみとして新たに出される量 *1 電動式乾燥型生ごみ処理機で乾燥させた場合の減量率 *2 生ごみ乾燥物をごみに出している世帯の割合：平成22年度アンケート調査による。	△0.3
4 剪定枝の資源回収による減量	これまで4束以上を対象とし資源化していたが、これを全て資源化することにより燃やすごみの減量が見込まれる。 但し、落ち葉については、3袋以上を資源化する。※平成21年度実績93.58t	500
合 計		707
平成23年度の可燃系ごみの発生見込み量14,727tに対する減量の割合		4.8 (%)

第3 ごみの排出と収集及び処理

1 市指定収集袋による排出

次に掲げる廃棄物については、市指定収集袋によりそれぞれ分別して排出する。

ア 家庭ごみのうち燃やすごみ、燃やさないごみ、プラスチックごみ

イ 事業系一般廃棄物(古紙を除く。ただし、シュレッダーごみは45ℓ以内の透明または半透明の袋で1回の排出量を2袋以内は無料とする。)

2 収集の分別区分及び排出方法等

分別区分	ごみの内容	排出方法	備考
燃やすごみ	生ごみ・貝殻・紙おむつ・紙くず類・衛生上焼却するものなど	市指定収集袋(黄)に入れ、8時30分までに敷地内の排出場所に排出する。ただし、紙おむつ、落ち葉(2袋まで)は透明又は半透明の袋に入れて排出する。	

プラスチック ごみ	ビニール・ポリ袋・固形プラスチックなどのプラスチック	市指定収集袋（青）に入れ、8時30分までに敷地内の排出場所に排出する。汚れ等による異物の混入を避けるため、洗って乾かしてから排出する。	
燃やさない ごみ	小型家電製品・皮革製品・ガラス類・せとものなど	市指定収集袋（青）に入れ、8時30分までに敷地内の排出場所に排出する。	家電リサイクル法対象外の小型家電
有害ごみ	乾電池・蛍光灯・水銀体温計・ライター	透明又は半透明の袋に入れ、「有害」と書いて、8時30分までに敷地内の排出場所に排出する。	
粗大ごみ	家具・収納用品・自転車・ふとん・ベッド・敷物など	申込みをしてから、品目ごとに粗大ごみ処理券を貼って、収集予定日の8時30分までに敷地内に排出する。	
枝木・草葉	枝木・落ち葉・雑草等の草木 *落ち葉については3袋以上	申込みをしてから指定日の8時30分までに敷地内の排出場所に以下のとおり排出する。 ☆枝木：1本の長さ1m以内、1本の直径15cm以内、束の大きさ30cm程度までをひもで束ねて排出する。 ☆落ち葉・雑草：透明又は半透明の袋に入れて排出する。	2袋以下の落ち葉は、燃やすごみとしても排出する
乾燥生ごみ	家庭用電動生ごみ処理機により乾燥させた生ごみ	乾燥生ごみを市指定専用容器に入れ、収集日の朝8:30までに敷地内の排出場所に排出する。 (透明又は半透明の袋に入れて専用容器設置施設（公民館等市内公共施設11箇所）で拠点回収に持参可)	拠点回収は随時可
古紙・布類	新聞・段ボール・その他の紙（雑誌・雑紙）・紙パック・シュレッダーごみ・布類	8時30分までに敷地内の排出場所に以下のとおり排出する。 ☆新聞・段ボール：それぞれ紙ひもで縛って排出する。 ☆その他の紙（雑誌・雑紙）：雑誌は紙ひもで縛って排出する。雑紙は雑誌の間に挟んで縛って排出するか、紙袋にまとめて入れ、口を閉じて排出する。 ☆紙パック：洗って開いて乾かして、紙ひもで縛って排出する。（スーパー等の拠点回収ボックスに持参可） ☆シュレッダーごみ：透明又は半透明のビニール袋に入れ、空気を抜いて排出する。 ☆布類：透明又は半透明のビニール袋に入れ排出する。	紙パックの拠点回収は随時
スプレー缶	スプレー缶・エアゾール缶・卓上カセットボンベなど	中身を使い切って、できるだけ袋に入れず、かご等で8時30分までに敷地内の排出場所に排出する。	
空き缶	飲料缶・菓子缶・茶缶・缶詰缶など	中身を洗って、できるだけ袋に入れず、かご等で8時30分までに敷地内の排出場所に排出する。	空き缶・ペットボトル
金属	なべ・釜・やかんなど	ペットボトルのふたは取って排出する。	びんの拠点回収は随時
ペットボトル	飲料用・醤油等調味料用	(空き缶・ペットボトル・びんはスーパー等の拠点回収ボックスに持参可)	
びん	ガラスびん		
トレイ	発泡スチロール製トレイ	洗ってスーパー等の拠点回収ボックスに持参	随時
ペットボトルキャップ	ペットボトルのキャップ	洗って乾かして専用容器設置施設（公民館等市内公共施設13か所）に持参する。	随時

3 適正処理方法

(1) 収集方法

分別区分	収集回数等	収集方法	
燃やすごみ	週2回 (委託)	種類ごとに分別したものを戸別収集（集合住宅は、敷地内の専用ごみ集積所に排出したものを収集する。）及び拠点に持参した紙パック、乾燥生ごみについては拠点回収する。	
プラスチックごみ	週1回 (委託)		
燃やさないごみ	2週に1回 (委託)		
有害ごみ	2週に1回 (委託)		
粗大ごみ(注)	随時 (委託)		
枝木・草葉	指定日 (直営・委託)		
乾燥生ごみ	週1回 (直営)		
古紙・布類	週1回 (委託)		
スプレー缶	2週に1回 (委託)		種類ごとに分別したものを戸別収集（集合住宅は、敷地内の専用ごみ集積所に排出したものを収集する。）及び拠点に持参したものを拠点回収する。
金属			
空き缶			
ペットボトル			
びん	随時 (委託)	種類ごとに拠点に持参したものを拠点回収する。	
トレイ			
紙パック			
ペットボトルキャップ	随時 (直営)		

(注) 家電リサイクル法対象外の粗大ごみ

(2) 処理方法

分別区分	中間処理		最終処理及び資源化
	処理方法	処理場所	
燃やすごみ	焼却 (委託)	家庭系一般廃棄物	支援先焼却施設 ☆焼却灰をエコセメント化（二ツ塚処分場）
		事業系一般廃棄物	民間処理施設 ☆焼却・溶融（ガス化溶融改質による発電ならびにスラグメタルおよび水酸化合物生成による再資源化）（民間処理施設）

プラスチック ごみ	選別 (委託)	☆容器包装リサイクル法対象の廃プラスチック	民間処理施設	☆容器包装リサイクル法対象の廃プラスチックを(財)日本容器包装リサイクル協会に引き渡し資源化
		☆容器包装リサイクル法対象外の廃プラスチック		☆容器包装リサイクル法対象外の廃プラスチックをケミカルリサイクル(民間処理施設)
燃やさない ごみ	破碎・選別 (委託)	☆金属 ☆破碎後のプラスチック類等 ☆不燃ごみ	小金井市中間処理場	☆鉄・アルミ等金属を資源化(民間処理施設) ☆破碎後のプラスチック類等をケミカルリサイクル(民間処理施設) ☆不燃ごみは埋立処分(二ツ塚処分場)
有害ごみ	破碎 (委託)	☆蛍光管 ☆ライター	小金井市中間処理場	☆一部資源化・埋立処分(民間処理施設)
	選別 (委託)	☆乾電池 ☆水銀体温計		
粗大ごみ (可燃系)	破碎 (委託)	☆木質家具等は板状に分解 ※ふとんは中間処理をしていない	小金井市中間処理場	☆木質家具等をチップ化(民間処理施設)
				☆ふとんを固形燃料化(民間処理施設)
				☆再使用可能なものを修理し販売(シルバー人材センター小金井リサイクル事業所)
粗大ごみ (不燃系)	選別・プレス (委託)	☆自転車・保管庫等大部分が金属のもの	小金井市中間処理場	☆自転車・保管庫等大部分が金属のものを資源化(民間処理施設)
	破碎・選別 (委託)	☆上記以外の複合素材 ☆金属 ☆破碎後のプラスチック類等 ☆不燃ごみ		☆鉄・アルミ等金属を資源化(民間処理施設) ☆破碎後のプラスチック類等をケミカルリサイクル(民間処理施設) ☆不燃ごみは埋立処分(二ツ塚処分場) ☆再使用可能なものを修理し販売(シルバー人材センター小金井リサイクル事業所)
枝木・草葉	チップ化 (委託)		民間処理施設	☆堆肥化(民間処理施設)
乾燥生ごみ				☆堆肥化(小金井市中町肥料化実験施設)および民間処理施設
ペットボトル	選別・プレス (委託)		小金井市中町中間処理施設	一部を(財)日本容器包装リサイクル協会に引渡し資源化
				一部を民間処理施設で資源化

スプレー缶	穴あけ・プレス (委託)	小金井市中間処理場	資源化（民間処理施設）
金属	選別 (委託)	小金井市中町中間処理施設	
空き缶	選別・プレス (委託)		
布	選別 (委託)		
びん	選別 (委託)	民間処理施設	NPO 法人に寄付し資源化
古紙			
トレイ	選別・減容 (委託)	民間処理施設	
ペットボトル キャップ			

(注) 斜線部分は市が中間処理をしていない。

第4 燃やすごみの処理

- 1 平成19年3月末をもって二枚橋焼却場の全焼却炉の運転を停止したことに伴い、小金井市は国分寺市と燃やすごみの共同処理を目指し、新ごみ処理施設（平成29年4月稼働予定）が稼働するまでの間、多摩地域の市・町及び一部事務組合に燃やすごみの全量の処理をお願いしなければならない。
- 2 平成23年度における燃やすごみの処理委託先については、

後 日 記 載

第5 市が行う廃棄物の収集、運搬及び処分の方法に関する協力義務

1 市民及び事業者の協力義務の内容

- (1) 燃やすごみの減量を最大の目的とし、一般家庭及び事業者双方において、生ごみ排出の際の水切りを十分に行い排出量の減量化を図る。
- (2) 4R、リフューズ（断る）、リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）を実践し減量努力をする。
- (3) 環境に配慮した商品の購入や販売、簡易な包装容器の選択、ノーレジ袋やマイバッグ持参など生活様式や事業活動の見直しを実行する。
- (4) 市の一般廃棄物処理計画に従った分別排出を行う。
- (5) 市が収集しない一般廃棄物について適正処理する。

2 事業者の協力義務の内容

- (1) 製造、加工、販売の際、再生資源又は再生品の利用及び廃棄物となった場合適正処理が困難にならないような製品、容器等の製造、加工、販売。

- (2) 事業系廃棄物の事業者自身による適正処理
- (3) 販売事業者による容器包装リサイクル法等に基づく特定容器等の自主回収・処理
- (4) ばら売り、量り売りおよび簡易包装の推進、エコマーク付き商品及びリサイクル商品の製造・販売等環境に配慮した事業活動
- (5) 丈夫で壊れにくい製品の製造と販売及び修理体制の確保

第6 処理施設の状況（整備）に関する事項

1 可燃ごみ処理施設

- (1) 小金井市、調布市、府中市（国道20号以北）の燃やすごみを焼却処理してきた二枚橋焼却場（調布市野水）は、経年による施設の老朽化のため平成19年3月末日をもって、全焼却炉の運転を停止した。
- (2) 小金井市では、二枚橋焼却場の老朽化を考慮し、平成16年5月、国分寺市に対し燃やすごみの共同処理の申し入れを行い、国分寺市と燃やすごみを共同処理する新焼却施設建設に係る今後のスケジュールを策定の上、平成18年10月31日に開催された市議会全員協議会での議論を経て、「新焼却施設建設に係るスケジュール」を同年11月6日に国分寺市に提示した。
- (3) また、小金井市焼却施設問題等検討委員会（庁内検討委員会）において新焼却施設建設候補地2か所（ジャンメマシン工場跡地及び二枚橋焼却場用地）の選定を行い、平成19年1月11日付けで国分寺市に提示し、この後、同年6月10日に本市は、「小金井市新焼却施設建設場所選定等市民検討委員会」を設置し、新ごみ処理施設の建設場所の選定について諮問した。同委員会は、1年3か月、36回、延べ160時間に及ぶ審議を経て、平成20年6月に「新ごみ処理施設の建設場所として二枚橋焼却場用地を選定する」との答申を提出し終了した。
- (4) この後、本市は平成20年7月に二枚橋焼却場の跡地を新ごみ処理施設の建設場所として利用することについて、調布市・府中市に対し協議の申し入れを行ったが、両市から跡地利用を「了」とする回答は得られず、建設スケジュールに基づく建設場所の決定を延期することとなった。この状況を考慮した東京都から、平成21年2月に広域的行政の見地から協議の場を設置するとの提案が行われ、本市は、この協議の場における議論も参考としながら、平成21年度中には一定の結論を得られるよう、関係団体との調整を行うこととなった。
- (5) この協議会では、構成市間において「まずは、組合解散を優先課題とすべき」との合意に達し、平成22年1月には組合解散に必要な関連議案が構成各市それぞれの市議会で議決されるに至り、昭和32年に設立された二枚橋衛生組合は、平成22年3月で解散することが決定された。
- (6) 組合解散に伴い、跡地は等積で3分割し、各構成市に所有権が移転され、この分割された調布市・府中市の所有する土地を、現時点において小金井市で跡地利

用させてもらうことについて了承が得られていない状況である。しかしながら、本市としては、他に新ごみ処理施設のための適地がないことから、改めて跡地利用に係る市の方針を明確に定めることから、新ごみ処理施設の建設場所を二枚橋焼却場跡地と決定し、引き続き調布市・府中市に跡地利用のご理解を求めるとともに市民とりわけ周辺住民への丁寧な説明を行いながら、新ごみ処理施設の建設事業を推進する。

- (7) 二枚橋焼却場の施設解体等工事については、制限付一般競争入札方式により、落札予定者を決定し、市議会の議決をいただいた後、契約を締結する予定で、平成22年度中には、解体工事が開始される見込みとなっている。なお、工事期間については、平成24年度末頃までを予定している。

2 不燃ごみ処理施設

施設名 小金井市中間処理場

所在地 東京都小金井市貫井北町1-8-25

形式 高速回転複合式堅型破碎機

処理能力 30t/5h (30t/5h×1基)

現状 燃やさないごみと粗大ごみを破碎・選別処理をしている小金井市中間処理場は、平成18年度・19年度に臭気対策を第一義に、おおむね10年間の稼働に耐え得るように大規模改修工事を行ったが、昭和61年12月の稼働以来23年が経過し、施設全体の老朽化が進んでいる。

今後、施設の更新に向け地域との協議を進めていく予定である。また、新たに事務所棟を建設したことにより、見学者コース及び展示品の充実を図り、環境教育にも役立つ施設とした。

3 廃棄物最終処分場

施設名 日の出町二ツ塚廃棄物広域処分場
(東京たま広域資源循環組合)

所在地 東京都西多摩郡日の出町大字大久野字玉の内7642番地

構成市 小金井市を含む多摩地域25市1町

現状 小金井市を含む多摩地域25市1町の約400万人から排出されるごみは、焼却処理や破碎処理をして日の出町にある二ツ塚廃棄物広域処分場に搬入されている。破碎処理した不燃ごみは埋立て、焼却灰はエコセメントにリサイクルされている。

平成10年1月の埋立て開始時は埋立て可能な量が約370万^m³で、平成21年度までに44.3%の埋立てが終了している。

エコセメント事業は、焼却灰からエコセメントを生産し、幅広く生活の中に定着させることにより、処分場の延命を図っている。

しかし、不燃ごみの埋め立ては、現在も継続して行われており、限りある処分場を有効に利用していかななくてはならない。

本市では平成18年度から燃やさないごみの3分別収集を実施し、燃やさないごみの資源化に取組み、埋め立て量の削減に努めている。

第7 動物の死体処理について

1 市へ届け出るもの

占有者が、その土地または建物内の動物の死体を自らの責任で処分できないときは、市に届け出なければならない。

2 市が収集するもの

- (1) 市に処理申込みがあったペットの死体
- (2) ノラ犬、ノラ猫等飼い主不明の死体

3 処理方法

動物の死体を扱う寺院に委託

第8 し尿及び浄化槽汚泥の処理について

1 収集・運搬

単位：kℓ

	排出者	収集・運搬 見込み量	収集地域	収集回数	収集方法
し尿・ 浄化槽汚泥	一般家庭	74	市内 全域	月2回	(委託) バキューム車に よる収集
	事業者			随時	

2 し尿処理施設

施設名 湖南処理場（湖南衛生組合）

所在地 東京都武蔵村山市大南5-1

形式 希釈前処理方式

処理能力 6kℓ/日

構成市 小金井市・武蔵野市・小平市・東大和市・武蔵村山市

現状 組織市の公共下水道の普及に伴い、し尿搬入量は年々減少し処理能力200kℓ/日に対し、現在の処理量は6kℓ/日程度である。また、建設後40年以上経過した施設は、老朽化が進んだため改修工事が行われ、現在、処理能力を6kℓ/日に縮小し運転をしている。

処理水は、混合水槽内で希釈し公共下水道に放流している。

第9 その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項について

1 市が収集しない一般廃棄物の種類

- (1) ブラウン管テレビ、液晶テレビ、プラズマテレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機、エアコン

(家電リサイクル法に基づく販売店による回収)

- (2) パソコン

(資源有効利用促進法に基づくメーカーによる自主回収)

- (3) ドア、畳、床材、壁材、土、砂、灰、瓦、レンガ、石材、ブロック、ピアノ、電子オルガン、耐火金庫、風呂釜、浴槽、モーター、ホイール、ボウリングのボール、プロパンガスボンベ、バッテリー、タイヤ、消火器、灯油、廃油、農薬、薬品、塗料等

(危険、有害等で市の施設では適正処理できないため、専門の処理業者による回収(適正処理困難物))

- (4) オートバイ

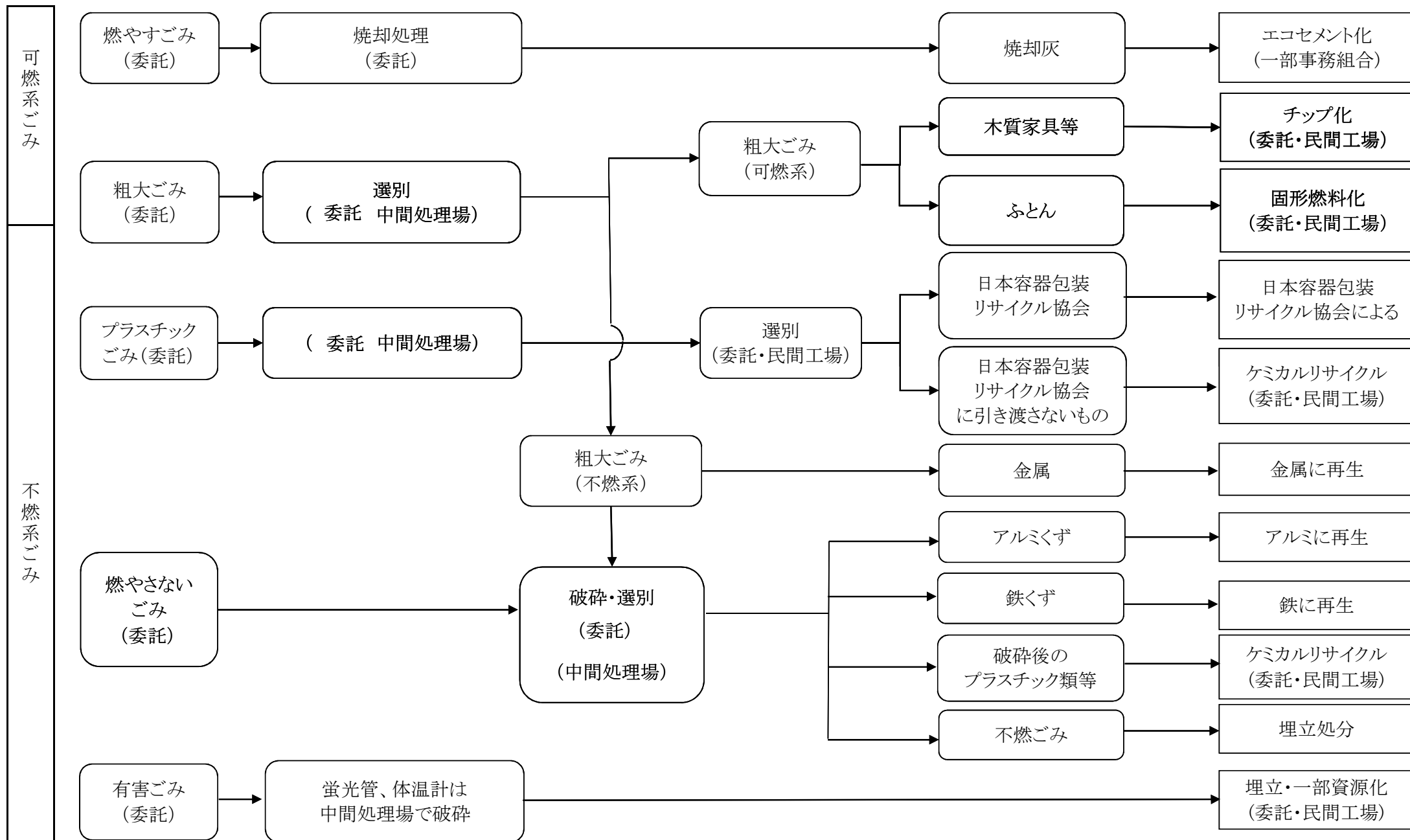
(メーカーによる自主回収)

- (5) 在宅医療に伴う注射器・注射針

(薬局による自主回収)

2 処理方法の変更

天候その他の特別な事情があるときは、収集、運搬及び処分の方法を変更することがある。



ごみの減量目標及び達成に向けた施策

【平成22年度から平成23年度への移行】

平成23年度に掲げる施策		平成22年度に掲げた施策		
施策の表題		理由	新規・削除 残留・移行	施策の表題
①	新たに実施する施策			
ア	水切り実験モニターを募り、一般家庭の生ごみ水切り効果の検証を行い、その結果を持って、更なるごみ減量の推進をはかる。	水切りを徹底した場合の減量効果の維持、または向上を図るため一般家庭から広く実験モニターを集い、その結果を広報し、台所の生ごみの水切り徹底を更に広めることによる減量効果を改めて知らしめる必要があるため。	新規	
イ	ごみ分別及びリサイクルを指導するアドバイザー制度を導入し、適切にごみ分別及び資源化率の向上とごみ減量を図る。	ごみゼロ化推進委員と協議し、ごみ分別を指導するアドバイザーを選出し、転入者等にごみ分別、ごみ減量のアドバイスをを行う活動に取り組むことによる減量化を果たすため。	④ウ～移行	転入者のための「ごみに関する相談コーナー」を設置し、雑紙リサイクル袋の配布およびごみの適正な排出方法を指導する。
			④エ～移行	アドバイザー制度を実施することにより、生ごみの水切り、古紙の徹底分別を中心としたきめ細かい排出指導を全市的に行う。
②	充実させる施策			
ア	一般家庭から排出される剪定枝を1束から回収し資源化することにより、燃やすごみの減量化を図る。	これまで、剪定枝及び落ち葉の資源化処理は、4束以上にまとまった物のみを対象としていたが、これを1束（1袋）より対象とした資源化処理を行うことにより、年間の総量として概ね500tの燃やすごみの削減を図るため。	新規	
イ	生ごみ減量化処理機器購入費補助金制度の利用による機器の普及を広め、乾燥生ごみの戸別回収による、生ごみ堆肥化事業の更なる充実化を図る。	平成22年9月より、市内全域での戸別回収を開始し、引き続き生ごみ処理機購入補助金制度の活用による生ごみ乾燥処理機の更なる普及を行く必要があるため。	①ア～移行	乾燥生ごみの戸別回収を実施し、生ごみ堆肥化事業の拡充を図る。
ウ	JA・市内農産物取扱店と行政と連携し、生ごみ堆肥で育てた農産物の流通を促進し、地域循環型社会の構築に努める。	市内で農業を営む生産者への理解は徐々にではあるが広がりがつあり、生産物はJA・直売会場での販売や、大型スーパー（ヨーカドー）での店頭販売及び「小金井地場野菜フェア」の会場でも販売が行われており、生ごみリサイクル堆肥利用への理解を今後更に深めていただく必要があるため。	①イ～移行	JA・直売会と行政と連携し、生ごみ堆肥で育てた農産物を市内販売事業者が販売することにより、地域循環型社会の構築を実現する。

平成23年度に掲げる施策		平成22年度に掲げた施策		
施策の表題	理 由	新規・削除 残留・移行	施策の表題	
② 充実させる施策				
エ	生ごみ減量化処理機器の「失敗しない効率的な使用方法」について講習会を開催し、機器利用者の拡大と、継続した機器活用をフォローし、生ごみの減量を図る。	電動式生ごみ処理機に加え、ぼかしバケツの活用を含めた講習会を継続して行い、実施回数及びその内容を充実させることにより、利用者の継続的な活用を促すため。	①ウ～移行	電動式生ごみ減量化処理機器の「失敗しない効率的な使用方法」について講習会を実施し、機器利用者の拡大を図るとともに生ごみの減量を図る。
オ	町会、自治会等市民が自ら主体となり、大型生ごみ処理機を管理運営し、行政のサポートと市民の協力によるごみの減量を図る。	既に設置、運用されている機器に加え、今後は、町会、自治会等が自ら率先し、大型生ごみ処理機を導入し、これを利用することによるごみ減量効果が大いに期待されるため。	①エ～移行	市が設置した大型生ごみ処理機を町会、自治会等が中心となって市民が自ら管理運営し、行政のサポートと市民の協力によるごみの減量を図る。
カ	中間処理場の展示会場の充実を図るとともに、エコロフェスタ等の開催を通じ、市民へのごみ減量化への理解を深める。	研修ホール及び屋外展示場の充実を図り、エコロフェスタ等の開催を行い、更なるごみ減量の取り組みを市民にPRすることによる、ごみ減量効果を図る必要があるため。	①オ～移行	中間処理場事務棟の研修ホールに新たな展示物の設置をする。
キ	教育委員会と連携し、児童・生徒を対象に環境教育を推進し、ごみに関する意識の向上を図る。	小学校4年生クラスを中心とした環境教育「ごみ減量」を広く普及させるため、学校教育関係部署と連携し、児童はもとより、保護者へのごみ減量意識を深めていただくため。	②エ～残留	教育委員会と連携し、児童・生徒を対象に環境教育を推進し、ごみに関する意識の向上を図る。
ク	事業者に対し、生ごみ減量化処理機器購入費補助金制度の適用による事業系生ごみの減量を推進する。	事業者の補助制度の活用が少ないため、事業者に対する制度の利用を促し、ごみ減量化を推進させる必要があるため。	②オ①～残留	事業者に対する生ごみ減量化処理機器購入費補助金制度の適用による事業系生ごみの減量を推進する。
ケ	販売事業者（コンビニ、スーパー等）の特定容器等（ペットボトル・トレイ・空き缶・紙パック等）の回収・処理の拡充を行う。	具体的な対応は検討する余地があるが、特定容器等の処分を、販売責任者と十分な協議を行い、一般家庭から排出されるごみ減量対策とする必要があるため。	②オ④～残留	販売事業者（コンビニ、スーパー等）の特定容器等（ペットボトル・トレイ・空き缶・紙パック等）の回収・処理の拡充を行う。

平成23年度に掲げる施策		平成22年度に掲げた施策		
施策の表題		理 由	新規・削除 残留・移行	施策の表題
② 充実させる施策				
コ	市内公立学校に設置する乾燥生ごみ処理機を幅広く活用し、給食残渣及び一般家庭の生ごみ投入活動による資源化を図る。	既に実施されている、学校に設置されている生ごみ乾燥機を活用した夏休み市民投入に加え、土曜日投入等年間を通した活動を検討し、更なるごみ減量化を果たすため。	③ウ～移行	市内公立学校等の給食残渣等について、生ごみ処理機による資源化を図る。
サ	粗大ごみの再生、販売によるリユース・リサイクルの促進を図る。	リサイクル可能な粗大ごみの収集・販売事業の充実を図る必要があるため。	③カ～移行	粗大ごみの再生、販売によるリユース・リサイクルの促進を図る。
③ 継続させる施策				
ア	単身者が居住する集合住宅において、管理会社、所有者等と連携し、指導班体制による指導及びざつがみリサイクル袋を活用した古紙の徹底分別等、適正な排出指導を行うことでごみ減量を図る。	単身者専用住宅に限らず、集合住宅に住んでいる単身者への指導を継続させることにより、家庭系のごみ減量効果が期待されるため。	②イ～移行	単身者専用住宅において、管理会社、所有者等と連携し、指導班体制による指導及びざつがみリサイクル袋を活用した古紙の徹底分別等、適正な排出指導を行う。
イ	リサイクル推進協力店認定制度を拡大し、市民、販売事業者と協働したごみの発生抑制とごみ減量意識の向上を図る。	認定店舗数は、現在は8店舗にとどまっており、販売事業者と協働した発生抑制や、ごみ減量への取り組みを引き続き行う必要があるため。	②オ⑦～移行	リサイクル推進協力店認定制度を拡大し、市民、販売事業者と協働したごみの発生抑制とごみ減量意識の向上を図る。
ウ	市施設ごみゼロ化行動計画を充実させ、市庁舎内及び公共施設のごみ排出量の抑制を図る。	行動計画の取組みは既に開始されており、今後、具体的な減量目標を定め、大幅なごみ排出量の削減を目指す。	②カ～移行	市施設ごみゼロ化行動計画を実行し、市庁舎内及び公共施設のごみ排出量の大幅な削減を図る。
エ	「ごみ減量啓発コラム」のコーナーを市報等に経常的に確保し、「市民とともに考えるごみ減量」の充実を図るとともに、「ごみ非常事態宣言」に係る本市のごみ処理状況と生ごみの水切り、古紙の徹底分別を始めとする具体的なごみ減量施策を周知する。	特集号ごみ減量啓発コラム（ピックアップごみ減量アイデア）は既に掲載を開始しており、ごみ減量施策等の広報活動を継続的に行っていく必要があるため。	②ア～移行	「ごみ減量啓発コラム」のコーナーを市報等に経常的に確保し、「市民とともに考えるごみ減量」の充実を図るとともに、「ごみ非常事態宣言」に係る本市のごみ処理状況及び生ごみの水切り、古紙の徹底分別を始めとする具体的なごみ減量施策等周知する。

平成23年度に掲げる施策		平成22年度に掲げた施策		
施策の表題		理 由	新規・削除 残留・移行	施策の表題
③	継続させる施策			
オ	各団体が取り組む集団回収の実施状況を広報するなどの行政サポートにより、資源化率の向上と、ごみ減量化の市民意識の向上と活動の活性化を図る。	引き続き広報活動等による行政サポートを行い、集団回収による資源化に取り組むべく市民意識の向上と活性化を広めていく必要があるため。	③ア～残留	集団回収について、団体の実施状況を広報するなど行政のサポートにより資源回収における市民意識の向上と活動の活性化を図る。
カ	大規模事業所及び中小のすべての事業所について、事業者責任におけるごみの適正な排出と処理及び発生抑制と資源化の推進について、指導を強化する。	事業者責任を明確にし、発生抑制と資源化の推進を引き続き強化する必要があるため。	③イ～残留	大規模事業所及び中小のすべての事業所について、事業者責任におけるごみの適正な排出と処理及び発生抑制と資源化の推進について、指導を強化する。
キ	一般廃棄物収集運搬業許可業者の適正な搬入と資源化の推進を指導する。	許可業者への指導は行政の責務であり、特に搬入経路の適正化を維持させるためには、継続的な指導が必要であるため。	③オ～残留	一般廃棄物収集運搬業許可業者の適正な搬入と資源化の推進を指導する。
④	実施に向けて検討する施策			
ア	ごみ減量化に向けた、新たな実証実験の実施に向けた取り組みを行うこと。	平成23年度に実施する、「生ごみ等循環型まちづくり推進事業」（仮称）は、本市のごみ現状や、全国の生ごみ等の有効利用事例を調査・分析することにより、本市にふさわしいまちづくり施策となすべくごみ循環型モデルの構築を目指す調査と研究を行い、この結果を踏まえ、実施に向けて検討すべき施策とする必要があるため。	新規	

	平成23年度	理 由		平成22年度
	施策から削除			平成22年度処理計画から削除した施策
		<p>今後、庁内関係課とも連携し、マイバック持参等の活動を続けていく必要はあるが、各店舗ごとに異なる経営上の問題に踏み込むため、一旦、施策としては除外することとする。</p>	②ウ～除外	<p>小金井市ごみゼロ化推進会議の活動について、環境問題に関連する市民団体と協働し、市民、事業者、行政が一体となったノーレジ袋及びマイバッグ持参運動等ごみ減量活動を実行する。</p>
		<p>乾燥生ごみの戸別回収が既に実施されていること。また、収穫物は既に市場販売が行われているため。但し、生ごみ減量化処理機補助金制度の普及については、平成23年度②充実させる施策イとして、また、アンケート調査については継続させる。</p>	③エ～除外	<p>生ごみ減量化処理機器購入費補助制度を利用し、乾燥型生ごみ処理機による乾燥生ごみを持参した者に対し、収穫物の配布等サポートを行うとともに、継続的な使用を促し、アンケート調査等により利用状況の把握に努める。</p>
		<p>自主協定制度的内容及び具体的な取り組みについて再検証する必要があるため、一旦、施策としては除外することとする。</p>	④ア～除外	<p>市内販売事業者と自主協定を締結し、レジ袋の削減を図る。</p>
		<p>リサイクル推進協力店の協力をいただくため、小金井市独自のエコプラン認証制度制定に向けての取り組みは、庁内関係課と連携して行う必要があるため、制度の確立にはしばらく時間を要するため。</p>	④イ～除外	<p>事業者と連携し、簡易認証制度を検討する。</p>

日野市の容器包装お返し大作戦

～ペットボトル、トレー、牛乳パックなどお返しに返す～

市の収集ペットボトル 22%減、容器包装プラ 30%減

2011年2月28日 加藤了教

日野市は平成22年4月から「容器包装お返し大作戦」と称し、ペットボトル・トレー牛乳パックなど買ったお店の回収ボックスに返す運動をしています。これにより市の収集は、ペットボトル約22%、トレーなど容器包装プラスチックは約30%減量しています。

2月27日、日野市で行われた第18回TAMAとことん討論会、「お返し大作戦」の概要を報告します。

お返し大作戦の概要

目的
1、容器包装削減
2、拡大生産者責任の追求 (店頭回収の充実)
3、年7億円ものリサイクル費用の削減
4、混合回収の変更
5、中間処理施設作業の軽減
ペットボトル・トレー類の収集変更
2週間に1回 → 4週間に1回 (店頭回収を促すため)

行政回収量の変化等 (kg)

種類	平成21年度 4～1月	平成22年度 4～1月	減量%
ペット ボトル	339,183	265,752	21.6
容器包装 類	63,710	44,740	29.8

*参加スーパー：市内全店（11社22店）
*スーパーへの返却は2～3倍になった。
*これまでペットボトルとトレーなどは一緒に収集し、中間処理場で分別していたが、分別収集に変わったので中間処理場での作業とコスト低減になった。

お返し大作戦・レジ袋無料配布中止 に向けた共同会議経過

*平成20年11月
事業者（市内スーパー11社、商店連合会） 市民及び市民団体、行政の3者で発足
*平成21年2月
市内全スーパーでレジ袋無料配布中止合 意・スタート
*平成21年7月
容器包装お返し大作戦を決定、 8月市広報で発表
*平成22年4月
容器包装お返し大作戦の本格実施

日野市と小金井市

		日野市	小金井市
回収	店頭	スーパー全店	拠点回収33ヶ所
	戸別	戸別	戸別
店頭回収処理費		事業者	行政 (一部業者負担)
店頭回収ボックス		行政負担	行政負担

小金井市のスーパーは、トレイ・ペットボトル・紙パ
ックなど全てを独自回収・独自処理している店は2～3
店舗

課題は単身集合住宅

ルールに疎い。

広報など読まない。

話合う機会がもてないなど。

★合言葉は・・・お買い物には行きも帰りもマイバッグ★

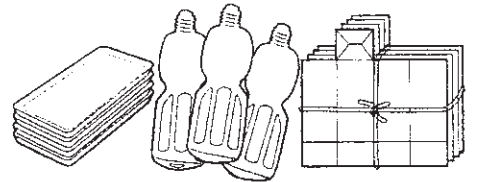
作戦
開始!

容器包装 お返し大作戦

・ 容器包装 断る ・ 返すで ごみ減量 ・

ペットボトル、トレー、牛乳パックなど・・・

買ったお店の



回収ボックスに返す

※洗ってキレイにしてから
回収ボックスへお返してください。

※回収ボックスには、回収品目以外
絶対に入れないでください。



平成22年4月より、ペットボトル・トレーについて、現在の
2週に1回の回収から4週に1回に回収を減らします。
市民の皆さんのご理解・ご協力をお願いいたします。